

指定都市都道府県調整会議運営要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の21の2第1項の規定に基づく指定都市都道府県調整会議（以下「調整会議」という。）の運営について必要な事項を定める。

（名称）

第2条 調整会議は、「名古屋市・愛知県調整会議」と称する。

（構成員）

第3条 法第252条の21の2第3項の規定に基づき、調整会議に構成員として加えることができる者については、同項に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 同項第2号の規定に基づく者は、名古屋市長が副市長のうちから選任した者とする。
- (2) 同項第3号の規定に基づく者は、名古屋市会が選挙により選出した者で2名以内とする。
- (3) 同項第5号の規定に基づく者は、愛知県知事が副知事のうちから選任した者とする。
- (4) 同項第6号の規定に基づく者は、愛知県議会が選挙により選出した者で2名以内とする。

（会議）

第4条 調整会議は愛知県知事及び名古屋市長が招集する。

- 2 調整会議の議長は、愛知県知事及び名古屋市長が務める。
- 3 調整会議は、愛知県知事及び名古屋市長が出席し、かつ構成員の2分の1以上が出席しなければ、開催することができない。
- 4 愛知県知事及び名古屋市長は、協議事項に応じて必要と認めるときは、専門知識を有する者などを調整会議に出席させることができる。
- 5 調整会議は、原則公開とする。ただし、第三者の権利や利益、公共の利益を害するおそれがあるなど、公開に支障があると愛知県知事又は名古屋市長が判断した場合には、会議を非公開とすることができる。

（事務局）

第5条 調整会議の事務を処理するため、愛知県及び名古屋市に事務局を置く。

（経理）

第6条 調整会議に要する経費は、愛知県及び名古屋市の負担とする。

- 2 前項の経費の負担に関し必要な事項は、愛知県及び名古屋市の協議によって定める。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、愛知県知事及び名古屋市長が協議して定める。

（附則）

この要領は、平成28年4月19日から施行する。

参 考

地 方 自 治 法 (抄)

(指定都市都道府県調整会議)

- 第 252 条の 21 の 2 指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県（以下この条から第 252 条の 21 の 4 までにおいて「包括都道府県」という。）は、指定都市及び包括都道府県の事務の処理について必要な協議を行うため、指定都市都道府県調整会議を設ける。
- 2 指定都市都道府県調整会議は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 指定都市の市長
 - 二 包括都道府県の知事
- 3 指定都市の市長及び包括都道府県の知事は、必要と認めるときは、協議して、指定都市都道府県調整会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 指定都市の市長以外の指定都市の執行機関が当該執行機関の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者
 - 二 指定都市の市長がその補助機関である職員のうちから選任した者
 - 三 指定都市の議会が当該指定都市の議会の議員のうちから選挙により選出した者
 - 四 包括都道府県の知事以外の包括都道府県の執行機関が当該執行機関の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者
 - 五 包括都道府県の知事がその補助機関である職員のうちから選任した者
 - 六 包括都道府県の議会が当該包括都道府県の議会の議員のうちから選挙により選出した者
 - 七 学識経験を有する者
- 4 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、指定都市の市長又は包括都道府県の知事以外の執行機関の権限に属する事務の処理について、指定都市都道府県調整会議における協議を行う場合には、指定都市都道府県調整会議に、当該執行機関が当該執行機関の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者を構成員として加えるものとする。
- 5 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、第二条第六項又は第十四項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、指定都市の市長にあつては包括都道府県の事務に関し当該包括都道府県の知事に対して、包括都道府県の知事にあつては指定都市の事務に関し当該指定都市の市長に対して、指定都市都道府県調整会議において協議を行うことを求めることができる。
- 6 前項の規定による求めを受けた指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、当該求めに係る協議に応じなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定都市都道府県調整会議に関し必要な事項は、指定都市都道府県調整会議が定める。

平成 28 年 4 月 19 日

指定都市都道府県調整会議運営要領第 3 条第 2 号及び
第 4 号で定める名古屋市・愛知県調整会議の構成員と
なるべき者の選出に関する申し合わせ（案）

- 1 運営要領第 3 条第 2 号に基づき、名古屋市長は、平成 28 年度
に開催する調整会議の構成員となるべき者 2 名を選出するよう、
名古屋市会に申し入れるものとする。
- 2 運営要領第 3 条第 4 号に基づき、愛知県知事は、平成 28 年度
に開催する調整会議の構成員となるべき者 2 名を選出するよう、
愛知県議会に申し入れるものとする。

平成 28 年度 愛知県と名古屋市の主な連携・共同事業について

施策	連携・共同事業
1 リニア中央新幹線開業を見据えた整備	<p>リニアの整備促進と名古屋駅周辺まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リニア中央新幹線の開業を見据え、「世界に冠たるスーパーターミナル・ナゴヤ」を実現するため、わかりやすい乗換え空間等のプロジェクトについて、将来の絵姿や役割分担などを示す整備計画の策定に向けた取組を推進する。 ○ 市内におけるリニア中央新幹線建設に係る用地取得事務について、引き続き、名古屋まちづくり公社へ県・市から職員を派遣して取り組む。
2 中部国際空港の機能強化	<p>二本目滑走路の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東海 3 県 1 市の行政、経済団体等で設立した「中部国際空港二本目滑走路建設促進期成同盟会」及び「中部国際空港利用促進協議会」において、国への要望、広報活動や、海外からの招聘旅行等のインバウンド促進事業などを行い、二本目滑走路の整備を促進する。
3 防災体制の強化	<p>地域強靱化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 26 年度に国のモデル調査の第 1 次実施団体として共同で選定され、有識者懇談会や計画検討会議を共同設置して検討を進め、平成 27 年度にそれぞれの地域強靱化計画を策定した。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>県：平成 27 年 8 月策定（対象：地震・津波）、平成 28 年 3 月に拡充版を策定（対象：大規模自然災害全般） 市：平成 27 年 10 月策定（対象：地震災害）、平成 28 年 3 月策定（対象：風水害）</p> </div> <p>平成 28 年度は、新たな会議の設置を検討し、県・市が連携しながら強靱化施策の進捗管理を行うことにより、地域の強靱化を推進する。</p>
4 産業立地の促進	<p>産業立地・再投資促進セミナーの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「愛知・名古屋産業立地プロモーション事業実行委員会」により、首都圏へのプロモーション活動のほか、県内企業に対し、県内・市内での再投資のメリット等を紹介する「産業立地・再投資促進セミナー」を市内で開催する。
5 航空宇宙産業の振興	<p>2016 年国際航空宇宙展への出展</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 4 年に 1 度開催される「2016 年国際航空宇宙展（JA2016）」をターゲットに県・市等で実行委員会を設立し、①販路開拓セミナーや模擬商談等の実務講座の開催、②出展料支援、③コーディネータによるマッチング支援、④コーディネータや通訳の立会による商談支援、⑤JA2016 に参加する国内外の大手企業や航空宇宙産業関連クラスター団体を招いた交流会の開催によるコネクションづくりの支援などを行い、中小企業の販路開拓を支援する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【2016 年国際航空宇宙展（JA2016）】平成 28 年 10 月 12 日～15 日 主催：（一社）日本航空宇宙工業会、（株）東京ビッグサイト 会場：東京ビッグサイト 出展者数：700 社・団体以上</p> </div>

施策	連携・共同事業
6 観光客の誘致	<p>愛知・名古屋観光プロモーションの推進</p> <p>○ 首都圏及び関西圏に向けて愛知・名古屋の魅力を発信し、誘客促進を図るため、首都圏（2回）、関西圏（1回）において観光プロモーションを開催し、知事・市長によるトッププロモーション、県内各地の事業者による県産品の展示販売、ステージイベント（徳川家康と服部半蔵忍者隊・名古屋おもてなし武将隊の演武）、県内市町村・団体等による観光PR等を行う。</p> <p>クルーズ船の誘致促進</p> <p>○ 北米及びアジアで開催されるクルーズカンファレンスに参加して、外航クルーズ船社等へのポートセールスを行い、名古屋港へのクルーズ船寄港を働きかける。</p> <p>MICE誘致の強化</p> <p>○ 県・市、経済界などで設置した「愛知・名古屋 MICE 推進協議会」において、国内外の MICE 見本市・商談会への出展、MICE セミナーの実施、大規模 MICE の開催支援等を行い、政府系会議や大規模国際会議を始めとする MICE 誘致に地域が一体となって取り組む。</p>
7 地域魅力の磨き上げ	<p>なごやめしの普及促進</p> <p>○ 県・市、経済界などで設置した「なごやめし普及促進協議会」において、県内外へのイベント出展や開催、公式サイトや SNS の活用、多言語パンフレット等の作成による情報提供を行い、なごやめしの普及促進と、国内外からのより多くの観光客の誘致を図る。</p> <p>名古屋市役所と愛知県庁の本庁舎開放の実施</p> <p>○ 重要文化財に指定された名古屋市役所本庁舎、愛知県庁本庁舎の歴史的建造物としての魅力を広く県民・市民に知っていただき、身近なものに感じていただけるように、名古屋市東区の「歩こう！文化のみち」のイベントの一環として、県・市が協同して、11月3日の文化の日に本庁舎を公開し、庁舎見学や各種イベントを実施する。</p>

施策	連携・共同事業
<p>7 地域魅力の磨き上げ (続き)</p>	<p>杉原千畝氏の功績の顕彰</p> <p>○ 愛知県名古屋市で青少年期を過ごした杉原千畝氏の功績と当地域とのゆかりを広く県民・市民に伝え、県民・市民の郷土に対する誇りの醸成や地域の活性化につなげるため、県・市が連携・共同して情報収集、連絡調整を行いながら、顕彰のための事業を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【平成 28 年度に県・市が実施する杉原千畝氏の功績を顕彰する事業】 県：「杉原千畝顕彰施設（仮称）」の整備検討調査…同氏の功績を顕彰するにふさわしい施設について、施設構成や展示内容などの検討調査を実施する。 市：①人道の道の設定と銘板等の設置…同氏の居住地や通学していた名古屋市立平和小学校、愛知県立瑞陵高等学校などを結び、「杉原千畝・人道の道（仮称）」として設定し、功績を讃える銘板等を設置する。 ②ウォーキングイベント…「杉原千畝・人道の道（仮称）」を辿るスタンプラリー等を実施する。 ③小学校間交流事業…同氏の生誕の地である岐阜県加茂郡八百津町の八百津小学校と平和小学校との間で交流事業を実施する。</p> </div>
<p>8 サミット支援</p>	<p>各国首脳等歓迎・おもてなし事業</p> <p>○ 「愛知・名古屋おもてなし委員会」により、アウトリーチ国等の首脳等に対する歓迎レセプションの実施や首脳等による視察の働きかけ・実施など、県・市共同で歓迎・おもてなしを行い、国際交流の促進と国際的な知名度向上を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【伊勢志摩サミット】平成 28 年 5 月 26 日・27 日 ・開催地：三重県志摩市阿児町神明賢島（伊勢志摩地域） ・参加者：日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、欧州連合（G7）及び議題に関係する国・国際機関（アウトリーチ国等）の首脳等</p> </div>
<p>9 芸術文化の情報発信</p>	<p>あいちトリエンナーレ 2016 の開催</p> <p>○ 県・市、経済界などで設置した「あいちトリエンナーレ実行委員会」により、県民や芸術関係者、NPO、企業、市町村等と幅広い連携・共同を図りながら、国内最大級の国際的な現代アートの祭典「あいちトリエンナーレ 2016」を開催する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【あいちトリエンナーレ 2016】平成 28 年 8 月 11 日～10 月 23 日 ・概要：国内外の様々な地域から多様なジャンルのアーティストが集結し、「虹のキャラヴァンサライ 創造する人間の旅」というテーマのもと、先端的な現代アートによる祝祭感あふれるフェスティバルを展開する。 ・会場：愛知芸術文化センター、名古屋市美術館、名古屋市内のまちなか（長者町会場など）、豊橋市内のまちなか（豊橋駅前大通会場など）、岡崎市内のまちなか（康生会場など） ・実行委員会の構成員：県、市、名古屋商工会議所、（一社）中部経済連合会、中日新聞、NHK 名古屋など</p> </div>

施策	連携・共同事業
<p>10 スポーツ大会の招致・育成</p>	<p>マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知の開催</p> <p>○ 県・市等で設置した「マラソンフェスティバルナゴヤ・愛知実行委員会」により、世界最大の女子マラソンである「名古屋ウィメンズマラソン」、競技用車椅子による女子クォーターマラソンである「名古屋ウィメンズホイールチェアマラソン」、長年、市民に親しまれてきた「名古屋シティマラソン」を引き続き同時開催する。また、期間中に開催する「マラソン EXPO」において、県・市共同でブースを出展し、愛知・名古屋の魅力を PR する。</p> <div data-bbox="724 541 2490 724" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【開催内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋ウィメンズマラソン（種目：マラソン）…2016 大会参加者数：19,607 名 ・名古屋ウィメンズホイールチェアマラソン（種目：クォーターマラソン）…2016 大会参加者数：9 名 ・名古屋シティマラソン（種目：ハーフマラソン、クォーターマラソン、チャレンジラン）…2016 大会参加者数：17,325 名 </div> <p>第 100 回日本陸上競技選手権大会の開催</p> <p>○ 県・市が大会の共催に加わるとともに、「第 100 回日本陸上競技選手権大会開催支援実行委員会」により、大会の盛り上げ等を図るため、大会の広報・PR やサブイベントの開催などに取り組む。</p> <div data-bbox="724 993 2792 1171" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【第 100 回日本陸上競技選手権大会（リオデジャネイロオリンピック代表選考会）】平成 28 年 6 月 24 日～26 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場：パロマ瑞穂スタジアム ・種目：男女各 18 種目（100m、200m、400m、800m、1500m、5000m、10000m、110mH（男子）、100mH（女子）、400mH、3000m 障害物、走高跳、棒高跳、走幅跳、三段跳、砲丸投、円盤投、ハンマー投、やり投） </div>

※ このほか、名古屋港管理組合、名古屋高速道路公社など、県・市が設立した法人を事業主体としている事業や、メッセナゴヤ 2016 など、県・市が負担金を拠出して実施している事業などがある。